

横須賀市介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス名称略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1月の中で6回以上利用した場合	1,176	1月につき		
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき		
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1月の中で9回以上利用した場合	2,349	1月につき		
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき		
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	1月の中で13回以上利用した場合	3,727	1月につき		
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき			
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度・週2回程度) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	週1回程度の場合は月4回まで、週2回程度の場合は月8回まで、週2回を超える程度の場合は月12回まで	287			
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき		
A 2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220			
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163			
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割				1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割				1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割				1単位減算	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3		
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 減算	2単位	-2	1回につき
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3			(3)短時間の身体介護が中心である場合	(二)所要時間45分以上の場合 減算	2単位	-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				減算	2単位	-2	
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1日割				1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2		(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2日割				1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3日割				1単位減算	-1	1日につき	
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 2			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 減算	2単位	-2	1回につき
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 3			(3)短時間の身体介護が中心である場合	(二)所要時間45分以上の場合 減算	2単位	-2	
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間				減算	2単位	-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算				
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算				
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算			1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算			1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算			1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算			1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算			1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算			1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき		
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200			
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100	1月につき		
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200			
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の245/1000 加算				
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の224/1000 加算				
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の182/1000 加算				
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の145/1000 加算				

※横須賀市では使用しないコードには色をつけています。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

①指定居宅介護事業所で介護福祉士等（※）により行われる場合 ×100%

サービスコード		サービス名称略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1月の中で5回以上利用した場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1月の中で9回以上利用した場合	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	1月の中で13回以上利用した場合	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度・週2回程度) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	週1回程度の場合は月4回まで、週2回程度の場合は月8回まで、週2回を超える程度の場合は月12回まで	287	1回につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3			(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3			(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算			

(※) 介護福祉士等とは、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）を言う。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

②指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等（※1）により行われる場合 ×70%

サービスコード	サービス名称略称		算定項目		合成単位数	算定単位			
	種類	項目							
A2	1131	訪問型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1月の中で5回以上利用した場合	823	1月につき		
A2	2131	訪問型独自サービス/311日割				27	1日につき		
A2	1231	訪問型独自サービス/312		(2)事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1月の中で9回以上利用した場合	1,644	1月につき		
A2	2231	訪問型独自サービス/312日割				54	1日につき		
A2	1341	訪問型独自サービス/313		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	1月の中で13回以上利用した場合	2,609	1月につき		
A2	2341	訪問型独自サービス/313日割				86	1日につき		
A2	2431	訪問型独自サービス/321	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度・週2回程度) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	週1回程度の場合は月4回まで、週2回程度の場合は月8回まで、週2回を超える程度の場合は月12回まで	201	1回につき		
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-8	1月につき	
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-16	1月につき	
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-26	1月につき	
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	C236	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/321			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-2	1回につき
A2	D231	訪問型独自業務継続計画未策定減算/311	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-8	1月につき	
A2	D240	訪問型独自業務継続計画未策定減算/311日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	D232	訪問型独自業務継続計画未策定減算/312			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-16	1月につき	
A2	D233	訪問型独自業務継続計画未策定減算/312日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	D234	訪問型独自業務継続計画未策定減算/313			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-26	1月につき	
A2	D235	訪問型独自業務継続計画未策定減算/313日割					1単位減算	-1	1日につき
A2	D236	訪問型独自業務継続計画未策定減算/321			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-2	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	ハ 初回加算			200単位加算	200		
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算/3	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			

(※1) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等とは、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者を含む。）を含む。）、実務経験を有する者（平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「旧外出介護研修修了者」（※2）という。）を含む。）をいう。

(※2) 旧外出介護研修修了者が行う訪問介護については、通院・外出介助に限る。

横須賀市共生型介護予防訪問介護相当サービス（A2：独自）サービスコード表

③指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合（※）・指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93%

サービスコード		サービス名称略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A2	1141	訪問型独自サービス／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1月の中で5回以上利用した場合	1,094	1月につき	
A2	2141	訪問型独自サービス／411日割		36	1日につき		
A2	1241	訪問型独自サービス／412		1月の中で9回以上利用した場合	2,185	1月につき	
A2	2241	訪問型独自サービス／412日割		72	1日につき		
A2	1351	訪問型独自サービス／413		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	1月の中で13回以上利用した場合	3,466	1月につき
A2	2351	訪問型独自サービス／413日割			114	1日につき	
A2	2441	訪問型独自サービス／421	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度・週2回程度) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	週1回程度の場合は月4回まで、週2回程度の場合は月8回まで、週2回を超える程度の場合は月12回まで	267	1回につき	
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 高齢者虐待防止未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-11	1月につき
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-22	1月につき
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-35	1月につき
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C246	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／421		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3
A2	D241	訪問型独自業務継続計画未策定減算／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-11	1月につき
A2	D250	訪問型独自業務継続計画未策定減算／411日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	D242	訪問型独自業務継続計画未策定減算／412		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-22	1月につき
A2	D243	訪問型独自業務継続計画未策定減算／412日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	D244	訪問型独自業務継続計画未策定減算／413		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-35	1月につき
A2	D245	訪問型独自業務継続計画未策定減算／413日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	D246	訪問型独自業務継続計画未策定減算／421		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6132	訪問型独自口腔連携強化加算／4	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		

(※) 重度訪問介護従業者養成研修修了者（相当する研修課程修了者を含む。）が行う訪問介護については、早期・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から横須賀市がやむを得ないと認める場合に限る。